

株 式 取 扱 規 程

旭 有 機 材 株 式 会 社

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 当会社における株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いについては、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）および株主が振替口座を開設している証券会社等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによるほか、定款第 12 条に基づきこの規程の定めるところによる。

(株主名簿管理人及びその事務取扱場所)

第 2 条 当会社の株主名簿管理人、同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第 2 章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第 3 条 株主名簿記載事項の変更は、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 154 条第 3 項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

② 前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の変更を行うものとする。

(株主名簿記載事項に係る届出)

第 4 条 株主は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法人株主の代表者)

第 5 条 法人である株主は、その代表者 1 名を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(共有株主の代表者)

第 6 条 株式を共有する株主は、その代表者 1 名を定め、共有代表者の氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

(法定代理人)

第7条 株主の親権者および後見人等の法定代理人は、その氏名または名称および住所を機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(外国居住株主等の通知を受けるべき場所の届出)

第8条 外国に居住する株主および登録株式質権者またはそれらの法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受けるべき場所を定め、常任代理人の氏名もしくは名称および住所または通知を受けるべき場所を、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて届け出るものとする。変更および解除があった場合も同様とする。

(機構経由の確認方法)

第9条 当会社に対する株主からの届出が証券会社等および機構を通じて提出された場合は、株主本人からの届出とみなす。

第 3 章 株主確認

(株主確認)

第10条 株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、または提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- ② 当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等および機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等は要しない。
- ③ 代理人により請求等をする場合は、前2項の手続きのほか、株主が署名または記名押印した委任状を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名または名称および住所の記載を要するものとする。
- ④ 代理人についても第1項および第2項を準用する。

第 4 章 株主の権利の行使方法等

(書面交付請求および異議申述)

第11条 会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

(少数株主権等)

第 12 条 振替法第 147 条第 4 項に規定された少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、署名または記名押印した書面により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

第 5 章 単元未満株式の買取請求の取扱い

(買取請求の方法)

第 13 条 単元未満株式の買取を請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

- ② 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む）が第 2 条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出されたときに生じる。

(買取価格の決定)

第 14 条 買取価格は、前条による買取請求の効力発生日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格（但し、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。）に買取請求のなされた株式の数を乗じて得た額とする。

(買取代金の支払)

第 15 条 当会社は、前条により算出された買取価格から、第 23 条に定める手数料を控除した金額を前条による買取価格決定の日から遅滞なく買取請求者に支払う。

- ② 買取請求者は、買取代金の送金方法を指定し、又は代理受領者を定めることができる。

(買取株式の移転)

第 16 条 買取請求に係る単元未満株式は、当会社が前条による買取代金支払を支払った日に当会社の口座への振替えるものとする。

- ② 前条第 2 項により買取代金について送金方法が指定された請求に係る単元未満株式については送金手続完了日をもって当会社の口座への振替をする。

第 6 章 単元未満株式の買増請求の取扱い

(買増請求の方法)

第 17 条 単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを当会社に請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を通じて行うものとする。

- ② 前項の請求の効力は、請求書（請求事項を記録した電磁的記録を含む）が第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に提出されたときに生じる。但し、次条に定める場合はこの限りでない。

（自己株式の残高を超える買増請求）

第18条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、当会社の保有する譲渡すべき自己株式数を超えるときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

（買増請求の受付停止期間）

第19条 当会社は権利確定のために設けられる基準日の10営業日前の日から当該基準日までの間買増請求の受付を停止するものとする。

- ② 前項のほか、当会社が必要と認めるときは、買増請求の取扱停止期間を定めることができる。

（買増価格の決定）

第20条 買増価格は、買増請求の効力発生日の株式会社東京証券取引所の開設する市場における最終価格（但し、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。）に買増請求のなされた株式の数を乗じて得た額とする。

（買増株式の移転）

第21条 買増請求に係る单元未満株式は、当会社が前条による買増代金として買増価格に第23条に定める手数料を加算した金額の受領を確認した日に買増請求者の口座への振替申請をする。

第 7 章 特別口座の特例

（特別口座の特例）

第22条 特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第 8 章 手 数 料

（手数料）

第23条 第13条（買取請求の方法）の請求に基づき、单元未満株式を当会社が買取する場合もしくは第17条（買増請求の方法）の請求に基づき、单元未満株式を買増す

場合に株主の手数料は、次の算式により算定した金額を請求に係る単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式) 第 14 条に定める 1 株当りの買取価格または第 20 条に定める 1 株当りの買増価格に 1 単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100 万円以下の金額につき 1.150%

100 万円を超 500 万円以下の金額につき 0.900%

500 万円を超 1 千万円以下の金額につき 0.700%

1 千万円を超 3 千万円以下の金額につき 0.575%

3 千万円を超 5 千万円以下の金額につき 0.375%

但し、1 単元当りの算定金額が 2,500 円に満たない場合には、2,500 円とする。

附 則

第 1 条 本規程の改定は、令和 4 年 9 月 1 日からその効力を生じるものとする。

第 2 条 本規程の改定は、取締役会の決議によるものとする。

昭和 3 6 年 1 0 月 2 8 日制定	平成 1 3 年 9 月 2 8 日改定
昭和 4 0 年 8 月 3 1 日改定	平成 1 5 年 3 月 3 1 日改定
昭和 4 2 年 3 月 2 6 日改定	平成 1 6 年 4 月 2 0 日改定
昭和 4 8 年 1 1 月 2 8 日改定	平成 1 8 年 5 月 1 8 日改定
昭和 5 7 年 9 月 2 7 日改定	平成 2 1 年 1 月 5 日改定
平成 3 年 1 2 月 2 0 日改定	平成 2 4 年 3 月 2 7 日改定
平成 1 1 年 9 月 3 0 日改定	令和 4 年 8 月 2 5 日改定
平成 1 2 年 4 月 2 7 日改定	